

令和 6 年 4 月 21 日現在

機関番号：32641
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2020～2023
課題番号：20K01378
研究課題名(和文) 不法行為法における責任賦課スキームと保障スキームの相互関係性の研究

研究課題名(英文) The research for the interdependence of tort law and insurance

研究代表者
前田 太郎 (Maeda, Taro)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：20581672

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：民事責任制度と保険制度・保証制度の関係性について、ドイツ法及びオーストリア法を比較法の対象国として、日本法への示唆を導出するよう、分析・検討を進めた。申請段階で想定していなかったコロナ禍や円安による外国書籍代金の高騰などの影響を受けて、現地でのインタビュー等うまく進められないところもあったが、後述の業績一覧に示すように、本研究助成の成果として、連載論文と単著論文をだすことができた。いずれの論文も従来あまり検討が進められてこなかったテーマと考えられ、この点で一定の意義があるものと考えている。本研究助成期間終了後、特に連載論文については完結を目指し、1年から2年中に連載を終える予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義
民事責任制度と保険制度・保障制度の関係性について、ドイツ法及びオーストリア法を比較法の対象国とする研究は、これまであまりみられないアプローチと考えている。後述の成果に示すように、自動車事故や衡平責任などを素材にして、比較法的な知見を示唆として得られた。前者では、分離原則が維持され、責任判断の拡充により保険制度も対応する関係に、後者では、制定法であることを踏まえて、分離原則が緩和・突破されていることがわかった。ここから、日本法にとっても、総論的に分離原則をとらえるというよりも、各論的に検討すべきであって、こうした比較法的知見による示唆は日本法にとって実務的にも理論的にも意義が大きいと考える。

研究成果の概要(英文)：Regarding the relationship between the civil liability system and the insurance/social insurance system, we analyzed and considered German law and Austrian law as target countries for comparative law in order to derive implications for Japanese law. Due to the impact of the coronavirus pandemic, which we had not foreseen at the application stage, and the soaring cost of foreign books due to the weak yen, we were unable to proceed with on-site interviews in some cases, but as shown in the list of achievements below, As a result of this research grant, I was able to publish a series of papers and a single-authored paper. Both papers are considered to be themes that have not been studied much in the past, and we believe that they have a certain significance in this respect. After the end of this research grant period, we aim to complete the series of papers in particular, and plan to finish the series within 1 to 2 years.

研究分野：民法・不法行為法

キーワード：不法行為法 自動車事故 責任保険制度 危険責任 ドイツ法 オーストリア法

1. 研究開始当初の背景

(1) 総論での議論状況 不法行為法の原則と議論の不十分さ 不法行為法では、加害者・責任者

側の付保の状況や財産状況を、責任判断では考慮しないことが、原則とされる。これを分離原則 Trennungsprinzip という。この原則は、どのような原則か、これは墨守されるべき原則か、突破可能か等の問題(分離原則の意義等に関する考察)につき、これまで十分な検討がなされてきたとはいえない。また 1980 年代から 90 年代にかけて、いわゆる総合救済システムを巡る議論が学説上活発になされたものの、(現在までのこのテーマの議論につき手嶋豊「不法行為法は『不運な死』にどのように向き合うのか」別冊 NBL155 号 253 頁参照) この中で分離原則に理論的関心はあまり向けられなかった。

(2) 各論での議論状況 指針無き解釈論及び立法論の不安定な展開への懸念 分離原則は以上のような状況であり、不法行為法を支える責任原理である過失責任の解釈への保険や補償制度(保障スキーム)の影響は必ずしも明らかではない。責任賦課スキームと保障スキームの相互関係性につき、検討の必要性があるのが次の 2 つである。

近時、精神障害者の加害行為による救済が課題となっている。最判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 巻 3 号 681 頁に基づく、責任能力を欠く精神障害者に関しては原則として民法 714 条の法定監督義務者がおらず、このことは責任の名宛人・負担者がいないことを意味する。つまり現行民法下では、この場合に被害者救済が不十分な状況である。学説では、同判決と前後して、立法論として、不法行為責任賦課の判断に際し、加害者の財産状況を考慮し、その可否を決するいわゆる衡平責任を主張する見解も有力に主張されていた(議論状況に付き、拙稿「精神障害者の加害行為における不法行為法上の帰責の問題 JR 東海事件最高裁判決の検討を通じて」愛学 58 巻 1=2 号 263 頁以下)。しかし、加害原因と直接に関係のない加害者の財産状況を責任判断で考慮することの理論的基礎付けが不十分であること、ここでの財産につき、保険制度を想定するとしても、制度設計として不明確であること等の課題がある。衡平責任について、これら課題から分離原則をなぜ破ることができるのか、そのうえで分離原則が突破されたのちに、責任賦課スキームと保障スキームとの関係性をどのように理解し、かつこれを正当化するかが議論されるべきであり、総論的考察の不十分さが具体的課題の検討に対し十分なアプローチができない状況であることが示唆されるものであった。

自動車事故において、判例による運行概念は拡大して展開され、ここで統一的判断基準を立てるのが難しい。この運行概念の拡大は、運行供用者に責任保険制度があり、被害者による保険者への直接請求権(自賠法 16 条)があることで、被害者救済が確保されることに理由が求められよう。しかしここでも、分離原則を破ることの理論的正当化が不十分であり、責任賦課の判断と責任保険の影響関係も明らかではない。

以上から、日本法では責任賦課スキームと保障スキームの相互関係性につき、総論レベルでの分離原則に対する基礎的考察の不足により、各論レベルでの解釈論や立法論に対する指針や基準が不明確となり、このことで理論的不安定さが生じていると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、民事責任の判断と保険制度・保障制度の有無とが影響を与えないという分離原則の基礎的検討を通じてこの原則の意義を確認し、責任賦課のスキームと保障スキームの相互関係性を明らかにし、これを踏まえ、各論的に各法制度の責任賦課のスキームと保障スキームの関係性を考慮し、法実践のレベルで活用可能なあるべき解釈論及び法制度を提案することを目的とした。

3. 研究の方法

この検討にあたり、ドイツ法及びオーストリア法を中心とする比較法研究によるアプローチと捉え、両国法の理論的展開から示唆を得ようと考えた。

(1) 自動車事故と保険制度 分離原則が正面から問題となるのは、厳格な危険責任制度と責任保険制度が充実している自動車事故と考えられること、日本の自動車損害賠償保障法を制定するにあたり、ドイツ法が参照されたことから、この問題に関してドイツ法を参照する実際の・理論的意義が大きいと考えられた。オーストリア法は、日本法同様にドイツ法の影響を強く受けているものの、近時、最上級審である OGH が、分離原則の維持を強く意識した判決を示し、この立場が後続の裁判例にも影響を与えていることから、ドイツ法からの示唆を日本法に導出する際のいわばリマス試験紙ともいえるべき立場にあると考え、比較法の対象国とした。

(2) ドイツ法とオーストリア法は、衡平責任の規定を設けているものの、任意保険の取り扱いを異にしており、学説の傾向は両国法において、衡平判断に取り込むべきとする見解が強く、分離原則がこの問題では緩和されて捉えられている。その理論的なアプローチについて、両国法でどのように検討されているかを明らかにすることで、精神障害者による加害事例において、被害者救済の欠缺が生じる日本法において、実際上も理論上も意義がある健闘ができると思われる。

4. 研究成果

(1) 本研究助成において、民事責任の判断と保険制度・保障制度との関係性を考えることを主眼において研究を進めた。

(2) 政府補償事業の意義 自動車保険の社会保障的な意味を持つものとして、ひき逃げや無保険車による交通事故で重要な役割を果たす政府補償事業の意義、とくに任意保険がある場合に、政府補償事業による給付が受けられるかを検討した。政府補償事業は、いわば最終的な救済の確保であり、加害者が強制保険に加入していない場合でも、任意保険に加入していれば、そこからの給付が被害者は受けられるため、この補償は機能すべきではないとも考えられる。しかし、一部裁判例では、さきに、政府補償事業による給付を受け、あとに、任意保険給付を受けることも認めており、被害者の申請の仕方次第で、最終的に得られる給付額が異なってしまう。これは、同種の事故において、等しい結果が生じないことになり、法の一般原則である等しいものは等しいという平等原則にも反するものであること、政府補償事業の給付が保険制度と連動して給付額を挙げていること、政府補償事業と強制保険とは関係性が強いものの、任意保険との関係性は弱いこと、こうした二本立ての日本の自動車事故における保険制度の特殊性などを踏まえると、加害者に任意保険がありその給付がなされたとしても、政府補償事業による給付はなおなされるべきと考えられるとした。この成果は、「自動車事故における任意保険給付と政府保障事業給付の控除の可否」後藤巻則先生古稀祝賀論文集『民法・消費者法理論の展開』(成文堂, 2022年)として公刊されている

(2) 自動車事故と保険制度

ドイツ法とオーストリア法とは、近時問題となっている自動車の事故発火事例において、判断を異にしており、ドイツ法はこの場合にも運行に際して生じた事故とし、オーストリア法はこれに対して明確に反対して、運行に際して生じた事故ではないとする。オーストリア法では、分離原則の意義が強く強調されている一方で、実は、ドイツ法においても、分離原則を所与の前提としており、責任判断を踏まえて、保険の拡充が図られる傾向にある。つまり、責任判断が非常に広くなれば、保険もそれに合わせて拡充するという関係に立ち、責任判断が狭ければ、保険もそれに対応しているという関係に立つことがわかった。実際、駐車中の自動車が発火した事例において、BGHZ199,377 判決が示された当時では、事故発火事例は、自賠責保険の対象ではなかったとされる。とすると、一見するとドイツ法の方が分離原則が緩和あるいは突破されているように思われるが、実際は、両国法において分離原則は強く維持されており、むしろ、分離原則の緩和又は突破の問題ではなく、あくまでそうした責任判断の正当性が問われていると考えられよう。

こうしたドイツ法及びオーストリア法の分析・検討を踏まえた成果は、「自賠法における『運行』及び『よって』要件の再構成 (1)~(3)未完」中央ロー・ジャーナル 18 巻 1 号 3 - 28 頁、同 2 号 17 - 40 頁、同 20 巻 3 号 27 - 58 頁で公刊されており、順次公刊を進めていきたい。

なお付随的なテーマとして、モビリティの多様化により、電動キックボードも市中を走行するようになり、第三者への加害の危険性を増している。この事故が先行して問題となるドイツ法を参照して、危険責任の在り方・責任保険制度での対応可能性の検討を進めている。この成果は、2024 年度に開催される日本交通法学会第 55 回定期総会(令和 6 年 5 月専修大学)の個別報告「技術革新によるモビリティの多様化と民事責任法の対応 - ドイツ法に示唆を受けて」を行う予定である。またこの報告と関連する論考も 2024 年度中に公刊する予定である。

(3) 衡平責任と分離原則

ドイツ及びオーストリアの監督者責任との比較をしながら、基本文献の検討と分析を進めている。両国において、一方で、衡平責任が最終的な救済規範と位置付けられるものの、他方で、分離原則について、被害者の掛けている責任保険か、任意保険かに応じて、衡平判断での扱いを変えるか、それとも同様に行うかで、その判断の違いがある。こうした綱領判断の相違が、実際的な理由に基づくか、理論的な理由に基づくかは、これから分析を進める中で明らかにしたい。この研究成果についても、なるべく早く公刊したいと考えている。

(4) 分離原則の総論的検討

この検討は(1)から(3)と比べると、総論的な検討に位置づけられる。各論的な検討の成果を踏まえて、最終的な結論を明確にしたいが、現在の感触としては、分離原則は依然として維持されているものの、衡平責任のように、条文において衡平判断を行うことが認められる場合には、この原則の緩和及び突破が認められるものと考えられ、そうであれば、それぞれの制度に応じた柔軟な判断も可能なものと考えられる。いずれにしても、この総論的な検討もなるべく早く進め、その成果について公刊を進めていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 前田太朗	4. 巻 0
2. 論文標題 「自動車事故における任意保険給付と政府保障事業給付の控除の可否」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 後藤巻則先生古稀祝賀論文集『民法・消費者法理論の展開』	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田太朗	4. 巻 18巻1号
2. 論文標題 自賠法における「運行」及び「によって」要件の再構成（1） 独法・喫法に示唆を受けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 3,28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 前田太朗	4. 巻 18巻2号
2. 論文標題 自賠法における「運行」及び「によって」要件の再構成（2） 独法・喫法に示唆を受けて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 17,40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 マーティン スピッツァー	4. 巻 54巻3号
2. 論文標題 EKHGにおける運行及び運行危険（翻訳）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法雑誌	6. 最初と最後の頁 21,69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田太郎	4. 巻 HJ100096
2. 論文標題 被用者から使用者に対する逆求償	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル(オンライン)	6. 最初と最後の頁 1,31
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田太郎	4. 巻 20巻3号
2. 論文標題 自賠法における「運行」及び「によって」要件の再構成(3) 独法・澳法に示唆を受けて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 27,58
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 前田太郎
2. 発表標題 自賠法の運行概念の再構成 独法・澳法に示唆を受けて
3. 学会等名 京大大学科研費研究会「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前田太郎
2. 発表標題 危険責任の一般法理からみる自賠法における「運行概念」の再構成
3. 学会等名 市谷民法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前田太郎
2. 発表標題 技術革新によるモビリティの多様化と民事責任法の対応 ドイツ法に示唆を受けて
3. 学会等名 日本交通法学会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 前田太郎
2. 発表標題 技術革新によるモビリティの多様化と民事責任法の対応 電動キックボードによる事故を素材にして
3. 学会等名 現代社会の多様なリスクへの法的対応と民事責任立法提案 研究会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関